

古賀市子ども食堂支援事業費補助金運用基準

古賀市子ども食堂支援事業費補助金交付要綱(令和6年古賀市告示第201号。以下「要綱」という。)第13条の規定に基づき、その運営に関し必要な事項を定めるもの

- 第1 要綱第3条第4号の実施については、開催頻度の目安としては、原則として、月1回以上実施するものとする。年度途中で子ども食堂を開設した場合は、子ども食堂を開設した日の属する月から対象とし、月1回以上実施するものとする。なお、上記以外でやむを得ない適当な事情により当該回数又は定期的な運営ができない場合は、個別に判断する。また、市内小中学校の長期休業中のみ実施の場合は、年12回以上実施した場合に対象とする。
- 第2 要綱第3条の補助対象事業は、子どもの参加を必須とし、大人のみでの参加は認めない。ただし、子どもが病気などの正当な理由があり参加できない場合において、食材等を提供する場合は対象とする。
- 第3 本補助金は、子ども食堂のみではなく、子ども食堂を通じて子どもの居場所を確保することも目的であるため、申請者は当該目的の遂行に努めること。また、申請者は、子ども食堂を通じて支援が必要な子どもを発見したときは、市の支援へつないでいけるよう情報提供に努めること。
- 第4 申請者は事業の実施にあたり、福岡県粕屋保健福祉環境事務所に営業許可や届出等の必要性を確認しなければならない。必要と判断された場合は、補助金交付申請時に当該届出等の写しを添付することとし、不要な場合でも、同保健所に助言を求めるなど、衛生管理に万全を期すこととする。なお、当該届出等確認の内容(確認した日付、どのような確認をしたのか等)は事業計画書に記載しておくものとする。
- 第5 開設・拡充補助金は開催頻度に関わらず1団体あたり1回とする。なお当該1回の申請額が上限に満たない場合は、当該申請日から3年を限度に上限を満たすまで補助を認める。また運営補助金は、本制度が続く限り、継続して申請することができるものとする。ただし、次年度以降も制度が継続することを確約するものではない。
- 第6 備品とは、概ね1年以上にわたって使用に耐える物で、1品1万円以上のものとする。

第7 消耗品とは、子ども食堂の開設又は運営に直接必要なものとし、1品1万円未満のものとする。

第8 交通費とは子ども食堂を運営するスタッフの開設場所（帰りも同）までの交通費や食材の運搬費を対象とする。

第9 保険料とは参加者のけが、食中毒、熱中症などに備えて加入するボランティア保険などの費用を対象とする。申請者は保険に加入するよう努めるものとする。

第10 1つの団体が複数の子ども食堂を運営している場合、それぞれ複数の申請はできないものとする。

第11 申請書や実績報告書等の記載は、鉛筆や消せるボールペンの使用は不可とし、黒のボールペン等を使用しなければならない。記載誤りの修正にあっては、修正液等を用いず、代表者印で訂正すること。なお、金額の訂正はできないものとする。

第12 申請者が購入した際に受け取る領収書の宛名は、申請書に記載した申請団体名とし、宛名に記載のないものや代表者を含む個人名であった場合は不可とする。その他の領収書の提出にあたって注意すべきことは、

- ・実績報告書に添付する領収書はコピー可とする。
- ・領収日の記載は必須とする。
- ・補助対象年度以外の日付のものは認められない。
- ・領収書の但し書きには、購入したものがわかるような内容を記載してもらうこととする。品代など、何を購入したかわからないものは不可とする。
- ・領収書発行者の押印は必須とする。ただし、押印がない場合は、発行者の住所、店名、連絡先が記載されており、代表者名を代表者が署名しているものは可とする。
- ・レシートは購入日及び購入したものがわかるものであれば可とする。

第12 本運営基準に定めのないもので、あらたに疑義が生じた場合は、その都度別に定める。